

受動喫煙防止対策強化検討チームの開催について

平成 28 年 1 月 25 日
 2020年東京オリンピック・パラリンピック
 競技大会関係府省庁連絡会議議長決定
 平成 30 年 3 月 5 日
 一部改正

- 1 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、受動喫煙防止対策強化検討チーム（以下「検討チーム」という。）を開催する。
- 2 検討チームの構成は、次のとおりとする。ただし、座長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員	厚生労働事務次官 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 財務省理財局長 スポーツ庁次長 厚生労働省健康局長 厚生労働省労働基準局安全衛生部長 農林水産省食料産業局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 国土交通省総合政策局長
オブザーバー	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 東京都福祉保健局長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

- 3 検討チームは、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの構成員は、関係行政機関の職員で座長の指名する官職にある者とする。
- 4 検討チームの庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。